

特別養護老人ホーム豊治共愛の家短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共愛会が開設する特別養護老人ホーム豊治共愛の家短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が、空床を利用して行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、管理栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 豊治共愛の家
- (2) 所在地 名古屋市東区水里五丁目755番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する。）

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従事者

医師	1名（非常勤兼務）
生活相談員	常勤1名以上
介護支援専門員	常勤1名以上（兼務）
看護職員	常勤換算方法で1名以上
介護職員	常勤換算方法で合計9名以上（常時1名以上、常勤の介護職員を配置する。また、昼間については、ユニットごとに常時1名以上配置する。夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上配置する。）
管理栄養士	常勤1名以上（兼務）
調理員	2名以上（兼務）
事務員	1名以上（兼務）

※ 管理者、介護支援専門員、管理栄養士、調理員及び事務員の職務は、それぞれ特別養護老人ホーム豊治共愛の里の職員が兼務する。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

空床利用型 特別養護老人ホームの定員の29名

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- （1）入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- （2）日常生活上の機能訓練
- （3）健康チェック
- （4）送迎

2 第8条における通常の事業の実施地域を越えた地域で行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、1回あたり192円を徴収する。

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市全般及び津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡蟹江町・大治町並びに飛島村とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従事者の指示に従ってサービス提供を受けても
らうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則
を守り、他の迷惑にならないようにする。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成
し、非常災害に備えるため、定期的に・避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける
ものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月

(2) 継続研修 年2回

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契
約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人共愛会と事業
所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年 5月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

この規定は、平成23年 4月1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月1日から施行する。

この規定は、平成24年 8月1日から施行する。

この規定は、平成24年 9月1日から施行する。

この規定は、平成25年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
この規程は、平成26年 6月1日から施行する。
この規程は、平成27年 7月1日から施行する。
この規程は、平成28年 3月1日から施行する。
この規程は、平成29年 6月1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 3年 10月1日から施行する。
この規程は、令和 4年 7月1日から施行する。
この規程は、令和 6年 8月1日から施行する。